

# 産業動物医療の指針

## まえがき

日本獣医師会は、動物医療に従事する獣医師の倫理規範として、平成8年6月に「動物医療の基本姿勢」を定めたが、その後の動物医療をめぐる諸情勢の変化を踏まえ、その内容をより具体的、明確にする必要が生じてきたことから、まず、平成14年12月に小動物医療倫理の最大公約数とも言うべきものとして「小動物医療の指針」をとりまとめた。

さらに、平成15年度から16年度において、産業動物医療における倫理規範について検討を行い、とりまとめたものがこの指針である。

倫理は、元来、人間としてのあり方、生き方について自発的、内発的に考究され、確立されてきたものであるが、時代の変遷に伴う価値観の多様化等に関連して、倫理問題、特に職業倫理については、外発的に考えさせられるという状況になってきていることも否めない事実である。

しかしながら、外部からの指摘等を受けて倫理を構築するという姿勢ではなく、自発的に議論し、考察しようとする意思こそが真の倫理の確立につながるものと信ずる。

この指針は、以上のような考え方方に立ち、産業動物医療分野における職業倫理としてとりまとめたもので、産業動物医療に従事する獣医師は、本指針の内容を十分に理解してこれを活用するとともに、それぞれが自己の産業動物医療倫理を確立し、適正な産業動物医療を提供するよう願うものである。

## 1 産業動物医療の目的及び基本理念

獣医師法第1条においては、「獣医師の任務」として、「獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発展を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与する」旨が規定され、獣医師の社会責務、獣医師業務の公共性が謳われている。

産業動物医療の目的は、単に産業動物の診療にとどまらず、畜産経営の効率化と生産性の向上等動物の所有者又は管理者（以下、「所有者等」という。）の要請に応えることにあり、また、家畜の伝染病のみならず、人と動物の共通感染症の予防、まん延防止等も含まれる。

一方、食品の安全性は国民的一大関心事となっており、産業動物医療においては、医薬品等の残留防止、薬剤耐性菌の発現防止等に十分留意するのみならず、畜水産食品を介した食中毒の発生防止等にも配慮しなければならない。また、畜産物が食品以外の幅広い用途に供されることや畜産公害の防止等、公衆衛生、環境衛生にも配慮して所有者等を指導する必要がある。

したがって、産業動物医療は、動物の健康、畜産振興のみならず、人の健康、公衆衛生にも密接にかかわる社会的、公共的な性格を有するものであることを認識すべきである。

また、産業動物の経済動物としての側面を考慮しつつ、動物福祉にも配慮を怠ってはならない。

産業動物医療に従事する獣医師（以下、単に「獣医師」という。）は、自己の業務に誇りを持つと

とともに、動物を慈しみ、所有者等の気持ちにも配慮して産業動物医療を提供するように努めなければならない。

## 2 一般行動指針

獣医師は、すべての職域に共通する総論的な獣医師倫理規範として日本獣医師会が1995年に定めた「獣医師の誓い—95年宣言」(p.135参照)の内容を十分に理解し、これを遵守しなければならない。

## 3 法令の遵守

獣医師は、社会人としての責任、義務として、法令を含む一般的な社会規範を遵守することは当然であるが、特に、獣医師法、獣医療法だけではなく、獣医師業務に関する薬事法、家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品衛生法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、農業災害補償法、狂犬病予防法等の諸法令についても、その内容を十分に理解し、これを遵守しなければならない。

## 4 診療技術水準の確保

獣医師は、社会の要請に応えることができるよう、最新の専門知識、技術を習得し、常に高い診療技術水準を維持するように生涯学習に努めなければならない。

このためには、獣医師は、学術集会、研修会等に積極的に参加し、また、学術雑誌、書籍等を通じて専門知識を吸収するとともに、自ら得た成果を他の獣医師にも伝達する等により、産業動物医療全体の発展に努めなければならない。

## 5 診療に応ずる義務

獣医師は、その任務の公共性から、診療を求める

られたときは、正当な理由なしにこれを拒んではならない道義的義務（いわゆる応召の義務）がある。

「正当な理由」とは、社会通念上妥当と認められる獣医師自身の病気、不在、又は診療動物の手術中のような場合であり、過去における診療費の不払いや、軽度の疲労等は正当な理由にあたらないので、獣医師は、このことに十分に留意して診療業務に従事しなければならない。

これに関連して、分娩前後、手術後等、緊急医療が必要となることが予測される場合、獣医師は、予測される事態とその対処法、獣医師への連絡方法、診療が可能な時間等をあらかじめ所有者等に伝えておく等、配慮する必要がある。

## 6 インフォームド・コンセント

### (1) インフォームド・コンセントの意義と目的

インフォームド・コンセントは、獣医師と所有者等との間の信頼関係を築き、両者が協力し合うことによってより良い産業動物医療を提供することを目的として実施するものである。

すなわち、診療に関する十分な事前説明を行うことが産業動物医療サービスの重要な要素であるとの認識を持つ獣医師と、診療に関する懇切丁寧な事前説明を受けて診療内容を決定したいと望む所有者等とが相互に信頼して協力し、飼育動物に良質で適正な産業動物医療を施すことが極めて重要である。

また、獣医師は、産業動物医療の提供のみではなく、適切な経営指導にも努めるべきであり、その結果として所有者等に利益をもたらし、経営の安定が図られることにより、技術者である獣医師と経営者である所有者等の信頼関係を確立することができる。

なお、インフォームド・コンセントは、診療トラブルを防止するために行うものではない。獣医師がインフォームド・コンセントの目的、意義を

十分に踏まえ、誠意を持って所有者等に接し、良好な信頼関係を築きつつ適正な産業動物医療サービスに努めることが、結果として診療トラブルの防止につながるものである。

## (2) 獣医師による事前説明

診療に際し、獣医師は、所有者等の知識や管理技術、経営状態、心理や感情、関係者間の人間関係等に配慮しながら、次のような事項について説明する必要がある。

### ① 受診動物の病状

稟告をもとに、十分な診察を行って、病状や考えられる原因についてわかりやすく説明する。

### ② 検査や診療の方針とその選択肢

検査の必要性や検査法、あるいは検査に伴う危険性の有無について説明する。また、治療法、飼養管理の改善、予測される結果についても説明する。

治療法に選択肢がある場合には、それについて説明し、所有者等と協議のうえ治療方針を決定する。使用する医薬品の薬効、投与法、副作用等についても併せて説明する。

### ③ 予後等

初診時・継続治療中の所見及び学術データ等から予測できる予後について理解しやすく説明する。また、所有者等が受診動物に対して日常行うべきケア等のほか、速やかに獣医師に連絡すべき異変についても所有者等に十分説明する。

なお、予後の判定については、経済的事情等も含めて所有者等の意向を十分考慮して説明する。

### ④ 診療料金

家畜共済診療点数表等定められた診療料金の範囲を超えて診療する場合には、所有者等の了解を得ながら行うことが必要である。

## 7 医薬品の使用等

### (1) 劇毒薬・要指示医薬品等の処方及び管理

#### ア 劇毒薬、要指示医薬品等

(ア) 劇毒薬、ワクチン等の生物学的製剤、その他要指示医薬品等の農林水産省令で定められている医薬品については、獣医師が自ら診察しないで投与し、処方することは禁じられており、獣医師はこのことに十分留意しなければならない。

また、劇毒薬については、ほかの医薬品と区別して保管するとともに、毒薬の保管場所は、施錠しなければならない。

なお、獣医師が診療の範囲を超えて医薬品を交付等することは、医薬品の無許可販売や製造に該当し、薬事法に抵触する。

(イ) 要指示医薬品については、その性質から「獣医師自らの診察に基づく獣医師自らの使用を原則」とするが、獣医師がその処方にかかる指示を行うにあたっては、獣医師の指示を文書化した動物用医薬品指示書（以下「指示書」という。）の適正な発行に努めるとともに、次の事項に十分配慮しなければならない。

① 指示書は1部4枚複写の様式になっている。指示書を発行した獣医師は、「獣医師控」を保存し、「提出用写」をあらかじめ都道府県ごとに定められた提出先に提出し、「販売業者用」及び「使用者用」を指示の対象となった動物の所有者等に交付すること。

② 指示書を発行した獣医師は、要指示医薬品の投与を動物の所有者等に指示して行わせる場合は、事前にその用法・用量その他取扱い上の注意事項を当該所有者等に確実に指示するとともに、指示を逸脱して使用することのないよう指導及び確認を行う必要がある。また、使用者が「使用者用」の

指示書の保存を確実に行うよう指導すること。

#### イ 麻薬及び覚せい剤

獣医師による麻薬の使用は、都道府県知事から麻薬施用者の免許を受けた獣医師が、疾病の治療目的で使用する場合に限定されている。また、覚せい剤については、医薬品である覚せい剤原料についてのみ、診療業務のための所持等が許されていることに十分留意する必要がある。

なお、麻薬及び医薬品である覚せい剤原料は、毒薬と同様、ほかの医薬品と区別して保管するとともに、その保管場所に施錠をするほか、その取扱に関する規定を遵守しなければならない。

#### (2) 薬剤残留と薬剤耐性への配慮

畜水産食品中の薬剤残留を防止するため使用基準が定められている使用規制対象医薬品については、使用対象動物、用法及び用量、使用禁止期間、帳簿の記載について使用者に対し十分な指導を行わなければならない。

また、獣医師が診療に係る対象動物の疾病的治療のためにやむを得ず使用基準を超えて使用規制対象医薬品を使用する場合には、使用者に対して十分な安全の確保に必要な出荷制限期間を出荷制限期間指示書により指示しなければならない。

抗菌性物質製剤については、病原菌の薬剤耐性発現を防止するため、添付書類の記載を遵守して使用する必要がある。特に、ニューキノロン系等人の医療上重要な抗菌性物質製剤については、第一次選択薬が無効の症例のみに限り使用することとし、原則として感受性を確認し、適応症の治療上必要な最小限の期間の投与にとどめなければならない。

#### (3) 医薬品の適用外使用及び未承認医薬品の使用

獣医師が、動物用医薬品を承認の範囲や定められた使用基準を超えて使用したり、動物用医薬品として承認されていない人用医薬品を使用すること（適用外使用）、動物用としても人用としても

承認されていない医薬品を使用すること（未承認医薬品の使用）は、承認されている動物用医薬品では治療の効果が期待できない等、診療上やむを得ない必要性がある場合には許される。

しかしながら、適用外使用や未承認医薬品を使用する場合は、製剤の選択、用法・用量の決定により慎重を期するほか、家畜伝染病予防法等の関係法令に十分留意するとともに、当該対象医薬品の名称、成分名、用法、用量及び当該医薬品の由来等必要事項を診療簿に記載しなければならない。また、出荷制限期間については動物の所有者等に指示するとともに、指示した事項が遵守されるよう指導監督しなければならない。

なお、これらの行為によって副作用等の事故が発生した場合の責任は、獣医師にあることに十分留意する必要がある。

#### (4) 医薬品等の副作用の報告

獣医師は、医薬品又は医療用具について、これらを使用することによる副作用によると疑われる疾病、障害又は死亡の発生等を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるとときは、それらの情報を農林水産大臣に報告しなければならない。

#### (5) 治験薬の使用

治験のための薬物の使用及び管理は、薬事法に基づく「動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」により厳しく規制されている。医薬品の開発業者等から薬剤の治験を依頼された場合、獣医師は、治験依頼者との間で締結する治験に関する契約に基づき、適切に実施しなければならない。

### 8 診療簿の記載・保存及び診断書等の交付

獣医師は、診療を行った場合は、診療に関する事項を診療簿に記載するとともに、これを3年間（牛等の反すう獸については8年間）保存しなければならない。

特に、要指示医薬品、使用基準が定められている医薬品の処方にあたっては、その使用に関し、文書により適切に指示しなければならない。

また、獣医師の責任を明らかにし、その適正を期するため、獣医師は、自らの診察によって疾病を確認することなしに診断書及び指示書を交付してはならない。

なお、所有者等から診療簿の開示を求められた場合には、積極的にこれに応じるように努めなければならない。

## 9 診 療 料 金

### (1) 診療料金の算定

診療料金は、例えば、償却費を含む検査機械等の備品・消耗品・医薬品等の経費、診療等に要する時間と労力の経費、技術の提供等に対する対価(技術研鑽に要する経費を含む技術料)等に基づき算定し、決定する。

産業動物医療において、家畜共済加入家畜の診療に係る共済金については、農業災害補償法施行規則に定められた家畜共済診療点数表及び薬価基準表に従って算定することとされているが、家畜共済非加入家畜の診療料金については、所有者等に十分な事前説明を行い、理解を得るように努めなければならない。

### (2) 診療料金の透明性の確保

家畜共済加入家畜を診療した場合の診療料金については、家畜共済診療点数表に基づいて算定する等、獣医師は、所有者等の不信を招かないよう診療料金の透明性を確保しなければならない。

また、家畜共済非加入家畜の診療に際しても、事前におおよその金額を提示し、要請があれば診療簿の開示や、診療料金明細書を発行する等して所有者等の理解を得るために努めなければならない。

## 10 所有者等に対する指導

### (1) 動物の保健衛生指導

獣医師は、食品としての畜産物の安全性の確保を十分に念頭におき、個体識別に関する措置等も含めて所有者等に対する保健衛生指導を行わなければならない。

保健衛生指導にあたっては、最新の衛生管理手法を取り入れ、生産性の向上等にも配慮しなければならない。

また、獣医師は、診療対象動物が人と共通の感染症に罹患している疑いがあると認めたときは、所有者等に対して、感染防止上必要かつ適正な方法等について指導しなければならない。

### (2) 動物愛護に関する指導

獣医師は、動物の愛護及び管理に関する法律の基本原則、すなわち、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」ことを十分に理解しなければならない。

動物愛護と福祉は、産業動物医療分野においても重要な事項であるが、生産性を追求するあまり、ややもすると忘れられがちである。

したがって、獣医師は、所有者等に対して適度な空間を備えた快適な環境の整備や良好な飼養管理について指導するとともに、動物の輸送にあたっては、その負担を軽減するよう指導しなければならない。このことは結果として傷病の発生防止、生産性の向上にもつながるものである。

### (3) 学校飼育動物等に関する対応

獣医師は、動物を活用した情操教育、動物介在療法の公益性、重要性を十分認識し、所有者等から飼育相談や診療等の依頼を受けたときは、専門的な知識をもって積極的にこれに対応しなければならない。

## 11 産業動物医療における動物愛護と福祉

### (1) 手術・処置等における疼痛管理

産業動物では生産性や生産物の品質、管理上の利便性などから行う断尾、毛刈り、除角、去勢、蹄鉄・鼻環・耳標の装着、焼烙・烙印等については、熟練した技術のもとで、疼痛の除去に配慮して実施しなければならない。

そのため、獣医師は、産業動物の疼痛管理についての認識を新たにし、安全で苦痛を与えない麻酔等に関する知識・技術の修得と研鑽に努める必要がある。

### (2) 遺伝性疾患

獣医師は、遺伝性疾患に罹患していると診断された動物について、その病性と予後、生産に寄与できるか否か等、疾病に関する情報を所有者等に提供し、説明しなければならない。

また、すでに遺伝性疾患の形質を有することが判明している動物を交配させる場合は、当該疾患の発生予防を考慮した交配が必要である。

### (3) 殺処分

法令に基づいて動物を殺処分する場合は、関係する法令や指針に定められた手続きに従って行わなければならない。

また、獣医学的あるいは経済的な理由等により動物を殺処分しなければならない場合は、その妥当性について所有者等と十分に協議したうえで、適切で苦痛のない安楽死と認められる方法で行わなければならない。

## 12 診療トラブルの対応

産業動物医療においては、所有者等が疾病や治療法等に関する正確な情報の提供を求め、また治癒することを期待するのは当然であるが、その最終的な目標は、生産性、畜産経営の向上にある。獣医師やスタッフは、そのような所有者等の立場に立って、信頼が損なわれることがないよう十分

配慮しなければならない。

インフォームド・コンセントに関しても、それが形式的なものであれば、獣医師等に対する所有者等の信頼を得ることはできず、そのために適正な産業動物医療の提供に支障を来し、場合によってはトラブルの原因となることに留意すべきである。

万一、診療過誤を起こした場合は、獣医師は、誠意を持ってその解決に努力しなければならず、その解決にあたっては、事実を隠蔽することなく、早期に十分な情報提供、説明を行って、所有者等の理解を得るよう努めなければならない。

## 13 診療施設の管理・運営

### (1) 施設・設備の適正な維持

獣医師は、診療施設の管理を適正に行わなければならず、その管理にあたっては、当該診療施設において適正な産業動物医療を実施することができるよう、施設、設備を整備するとともに、適正に維持するよう努めなければならない。

また、往診により産業動物医療を実施する場合は、往診先に持参する診療機材等を適正に整備するとともに、往診先においては、衛生面、安全面に十分配慮して診療を行わなければならない。

### (2) 感染性廃棄物等の処理

診療に伴い発生する使用済みの注射針、ガーゼ、バイアル瓶や血液等の廃棄物については、感染性廃棄物と非感染性廃棄物に分別し（分別できない場合は、感染性廃棄物として扱う）、滅菌処理等を行って再利用する場合を除き、それぞれ専門の処理業者等に回収、処理させなければならない。

また、往診先における廃棄物は自己の責任において持ち帰り、分別処理を行わなければならない。

### (3) 診療施設のスタッフ間の協調・連携

獣医師及びそのスタッフは、相互に十分な信頼関係を構築するよう努めるとともに、診療及び診療施設の運営等に関する情報交換、事務引継ぎ

等が円滑に行われるようしなければならない。

また、診療施設を開設する獣医師は、診療施設の健全な運営に努めるとともに、勤務獣医師を含む従業員の就業条件、福利厚生等についても十分に配慮し、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。

## 14 獣医師の連携と協力

獣医師は、動物及び所有者等の利益を損なうことがないようにお互いに連携し、協力体制を構築する必要がある。

### (1) 他の獣医師への情報の提供

所有者等が診療動物を他の獣医師に受診させる場合、あるいは所有者等及び診療した他の獣医師から診療情報の提供を求められた場合は、適正に対応しなければならない。また、他の獣医師が診療した動物を診療した獣医師は、得られた情報を獸医学的な観点から客観的に評価して対応しなければならない。

診療情報については、研修会等を通じて他の診療施設の獣医師と交換することにより、獣医師相互の知識・技術を向上させるように積極的に努めるとともに、所有者等の個人情報の保護にも十分に配慮しなければならない。

### (2) 他の獣医師又は診療施設の紹介

対応困難な症例に遭遇し、所有者等の希望する医療が提供できない場合には、獣医師は、所有者等の希望等を聞いたうえで、対応可能な他の獣医師又は診療施設を紹介しなければならない。

### (3) 法廷での証言

獣医師が他の獣医師の診療内容等について法廷で意見陳述を求められた場合には、その時点における獸医学術の水準を考慮し、自らの信念に基づいて公正な判断、意見を述べなければならない。

## 15 診療施設等の広告

獣医師及び診療施設に関する広告は、所有者等

にとって診療及び診療施設の適正な選択又は判断の拠り所を与えるものであるが、産業動物医療の持つ社会性・公共性を考慮して、法令上の規制を遵守するだけではなく、それにふさわしい良識と節度を保った内容としなければならない。

## 16 産業動物医療における個人情報の保護

獣医師が業務上知り得た所有者等に関する個人情報（飼育動物に関する情報も含まれる）については、獣医師法その他の法律で特に守秘義務が課せられているわけではないが、一般的に個人情報の保護が求められている中で、獣医師は、所有者等に関する個人情報を保護しなければならない。

## 17 産業動物医療と関連業務

獣医師は、家畜人工授精師、装蹄師等と協力し、適正な産業動物医療を提供するよう心がけなければならない。

## おわりに

獣医師は、常に最新の専門知識、技術を具有するよう自己研鑽に努めることは当然であるが、獣医師の職業倫理として定めたこの指針に照らし、また良識ある社会人として、「常に己を厳しく律することができる者こそ、眞のプロフェッショナルである」ということを肝に銘じ、その与えられた使命を存分に果たさなければならない。

（平成16年11月12日 制定  
平成19年1月5日 一部改正）